

学校いじめ防止基本方針

大江学園

1 いじめ問題への学校の基本的な考え

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな変化に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

本校においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に市・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定する。

いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理及び態様から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ア 一人ぼっちになりたくない。
- イ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ウ 親に余計な心配をかけたくない。
- エ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- オ 自分が悪いのではないか。
- カ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

<具体的ないじめの態様、直接的ないじめ、間接的ないじめ>

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- キ パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの未然防止・早期発見・対処等について

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーや京都府警察本部北部少年サポートセンターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組の重要性について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

<具体的取組>

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り

組む。ことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることに努める。

加えて、さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞きあう活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して傍観者とならず、いじめの対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 学習指導：自分の願いや思いを安心して表現できる学級づくり
学力向上により自己充実感を高める授業づくり
- 道徳教育：生命を大切に作る心、他人を思いやる心など豊かな人間性の育成
- 人権教育：「互いの違いを認め合う」「自分のよさに気付く」ための取組
- 特別活動：体験活動や児童会・生徒会の取組を通じた仲間づくり
主体的によりよい生活をつくり出そうとする態度を育成する取組
- 生徒指導：ルールを守る意識、自分の気持ちをコントロールする力の育成

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

<具体的取組>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃からの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめ相談に対しては、教職員の共通理解のもとで対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

- 一人一人の児童生徒についての丁寧な観察
 - ・登校時 ・健康チェック ・業間休み ・給食 ・授業中 ・掃除
 - ・放課後 ・課外活動（部活動を含む） ・保健室への来室 ・放課後児童クラブ等
- 日記や作文等から状況を把握
- アンケートの定期的実施とその結果の共有
- アンケートに基づく、教師と児童生徒の二者懇談会の実施
- 保護者との懇談会（個人・学級）や家庭訪問等の効果的な活用による連携
- 毎週1回以上、児童生徒の様子を交流
- 毎月の企画会議・職員会議・生徒指導部会等で、児童・生徒の実態に基づいた学校の取組を協議
- いじめについての基本的事項やその対応について教職員研修を実施

(3) いじめに対する措置

いじめの発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対応組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえばいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を組織的・継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒がお互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため、軽い気持で誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その除去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめを見逃さない感覚を高めることが必要である。またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらにインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓蒙活動を進める。

(8) 家庭・地域との連携

いじめ防止基本方針を公表することにより、指導の方向性に対する保護者や地域の理解が得られるよう努める。もし、いじめが起きた場合は、速やかに家庭との連携を図り、一致協力してその解決にあたりるとともに、学校運営協議会等にも情報提供し、幅広い見地から意見を求める。

3 重大事態について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

○いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とす

る。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生への報告及び調査

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、教育委員会に、速やかに報告する。

この場合、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

(3) 調査を実施する組織

学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、「いじめ対策本部」等を母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家を含む組織を設け、実施する。

(4) 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、教育委員会に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。